

經濟論叢

第七十八卷 第一號

- 農林業課税の問題……………神戸正雄(1)
- マックス・ウェーバーが考えていた經濟理論……………出口勇藏(12)
- 社會政策學の理論的性恪……………岸本英太郎(29)
- 時系列回歸分析における方程式誤差と變數誤差……………阿部統(55)
- 山陽自由黨の組織過程……………内藤正中(70)
- ジェントリの社會的經濟的性恪……………武暢夫(96)
- アメリカにおける特別償却本質論……………高寺貞男(116)
- ソヴェト社會史の時代區分について……………富岡裕(134)
-

[昭和三十一年七月]

京都大學經濟學會

山陽自由黨の組織過程

——國會開設請願運動を中心に——

はじめに

内藤 正中

明治十三年は、國民各層がそれぞれの階級的利益を主張しながらも、國會開設要求の一點において、自由民権運動が全國的全人民的統一戦線を形成した年である。それは、わが國の歴史において、支配權力に對する國民大衆の最初の組織的抵抗運動でもあつた。自由民権運動が、反封建闘争を全國的な廣がりとな人民的な高まりとに組織したとき、孤立性・分散性を特徴とする百姓一揆とは、質的に峻利されるものに發展したことを意味しており、その限りに於いてわれわれは、自由民権運動をもつて民主主義革命運動と規定することができるのであつた。

國會開設請願運動を、とりわけ組織的統一闘争の成立という角度からとらえようとする場合、當然その組織化の過程が、われわれの分析の中心課題になる。すなわち統一戦線内部における具體的な階級關係の上にたつ指導的聯盟關係の形成過程を究明してゆくことにある。とりわけ、十三年を期に國會開設要求に結集したとはいえ、元來階級的利害を異にする國民各層の統一戦線である以上、すでに分裂への矛盾を内包していたはずである。とすれば、

ここでは指導——同盟關係がもつ階級的利害關係、民權運動展開過程における階級的利害關係の發展が、とくに重要な意味をもつことにならう。

ここでは、岡山縣の國會開設請願運動を中心に、とくに備前備中地區を地盤とした山陽自由黨成立にいたる組織化の過程を主要な對象とする。美作地區を舞台とする美作自由黨（拙稿「自由民權運動と豪農層」——『經濟論叢』七六卷一號）に對比して、山陽自由黨の形成・發展構造は、同一縣内とはいえ自由民權運動一般に通ずる地域差の問題を、われわれに提起しているのである。

一、地租改正をめぐる政府と岡山縣との對立

ブルジョア革命の課題が土地問題の解決——農民的農業革命にあることはいうまでもない。「此頃の風説を聞くに、田地平均の御發令あるべし」とて、官民は之を憂い貧民は之を喜ぶと。是全く流言にして決して有まじき道理なり」（『岡山縣治紀事』卷一一七六頁）。明治四年、すでに土地革命をめぐる二つの路線は明かにされていた。廢藩置縣にさいしての岡山縣告諭に對立して、明治初年農民闘争は、實力で「田地平均」をかちとるため激發した。岡山池田藩治下では、徳川時代を通じて、一揆らしいたたかいはほとんどなかつたにもかかわらず、四年十一月には、備前磐梨郡田原下村外十二ヶ村・赤坂郡南佐古田村・津高郡河内村外二六ヶ村・上道郡寺山村外十一ヶ村など、山陽道沿いの廣い地域にわたつて農民闘争が展開された（『明治初年農民騒擾録』三三〇頁以下）。一揆農民は、所在の大庄屋・酒屋・大地主を打ちわしつて四方より岡山へ追つたが（同上書・『御津郡誌』二五〇頁）、かれらの要求するところは、「一、田畑改正に付難澁の向有之事 一、知事家祿十分一の上は貢米十分一相納度事 一、夫口糠葉代御免

の事 一、義倉廢止の事」にあつた（『岡山縣史稿本』八四頁）。時に打こわされた赤坂郡河本村大庄屋森修吉の手記は「今度國田畑斗代引下げに由て、不毛礫地所加損又は毛見徳取代と唱へ、公より定額救助あるもの皆廢止せらるに因り、稀に地租の増加あり、是全く租税を平均し、人民をして幸不幸ならしめん爲の官裁なりしを、盜民之を察せず」（『吉岡金市「明治四年赤坂廢擾」——『吉備地方史』十一號）と記したが、それは大地主として、不利な舊法に代る一般的斗代下げによる有利性を意識しての發言に他ならない。維新—廢藩置縣に際した土地改革が、まづ貧民が希望した田地平均を否定し、租税増徴を結果したことは、農民鬪争の激發が證している。邑久郡地方では「税法公平を失し田畑荒廢に歸せん」とし、行幸村大庄屋野崎萬三郎（のち岡山縣權大屬）代表となり出訴し、「地租の負擔に堪えざる田畑一萬七千町歩を察調」した事實は（『備前岡山人物叢書』二六〇頁）、さきの大庄屋森修吉の「人民をして幸不幸ならしめん爲の官裁」とは、餘りにも相違するところであろう。農民大衆が、田畑改正に反對し、縣知事以下の祿米が十分一に減額された以上、貢租の十分一減納を要求して立ち上るのも妥當な論理であり、翌五年の政府地券調査に對して「人民狐疑を懷き事務之か度に遲滯す」（『北條縣史』三七頁）るのも當然である。かれらは、どこまでも「田地平均」の革命を求めてたたかうであつた。

このような農民鬪争に對抗しつつ地租改正は施行された。

六年七月二八日地租改正條例發令、七年一月十二日岡山縣權令右部誠中は、縣下地租改正について上京報告して「爰に一の過慮すべきあり、舊税の苛酷如此に候得ば、改正検査の上は大に公收を減ずるに至るは當然に候。尙此上改正方法を以て一層精密調理爲致候はば多少の纏延改出し、且つ海邊新田地等の内には増税、其他山林原野に至つては多く無税に付、全く新税増加も可有之候得共、概して計算すれば公收減額に至るべし」（『岡山縣史稿本』

三三〇頁)。權令がこつて言わんとしたのは、「公收減額」にかこつけての改正事業延期乃至中止である。もとより租税頭松方正義は、報告の根柢をくつがえす反論で強行を嚴命する(同上書三五六頁)。だが縣内の事態はさらに硬化していつた。「收穫米の一點に至つて、區戸長諸員の豫算する所と改正事務本局の對較する所と其斗量を異にするを以て、櫻井(租稅寮派遣五等出仕)及諸君と持論背馳」することとなる(同上書四〇八頁)。岡山縣廳を中にはさんで、明治政府と區戸長に代表される農民の利害とは正面から對立したのである。かくて八年九月二六日、權令は區戸長を招集し、つぎの諭告を發することになつた――

「……當春に至り租稅寮官員戸川大屬派出、實歩の大量より收穫の當否等検査として各村巡回の末、收穫反米の事に至り、當縣掛り屬官の見込と協議に至らず、尙又地租改正御用掛櫻井五等出仕殿爲協議入縣に相成、是又收穫の事改正局の御目的と齟齬致候處より協議整わずして、直に他縣へ立越に相成申候、其後去月二十二日付を以て、到底本局目的の收穫反米一石七斗位に調査難相成に於ては、無餘儀檢見の上收穫候外無之旨、改正御用掛松方正義殿より掛合相成候に付、其旨を以て區戸長並に惣代人へ厚く説諭に及候處、一同運器を以て最早此上は實地に就き秋收を考慮し、坪刈均しに因りて收穫を定め、本年より改正御施行相成度段懇願申出候に付、反覆聽議を遂げ、其旨趣を以て小倉權大屬をして櫻井五等出仕殿出先へ向け申入置き、尙又三好少屬・藤村權少屬をして、總檢見の儀は行われ難き實際の事情申立居候際、櫻井五等出仕殿並に小池六等出仕殿入縣に相成、改正實施致匠儀は御採用難成候條、先般御用掛松方正義より掛合に相成候通り、管内一般總檢見之上、其登量の景況によりて人民承諾致し候得ば、格別之事無謂之苦情申立てるに於ては、檢見の登量を以て法の如く租額を定め、收納爲致候旨御達し可有之趣、兩員より掛合相成候、管内一般總檢見と申は、實に不容易事に可有候間、本局御目的の額に歸着致候様盡力可致、此旨厚く教諭に及候事」(岡山縣史稿本』四〇九頁)

つまり、農民が要求する坪刈検査による斗量決定は許されず、縣廳が考える從來の斗量へ二割を加算する法によると豫定の一石七斗に達しえない。これに對して政府派遣官員は、政府が豫定する反當一石七斗に不服ならば總檢

見を施行することを要求して對立したのであつた。一片の權令告諭をもつて、農民が承諾するほど問題は輕小ではなかつた。翌二七日も會議は續行され、「各區長本局諸官員に對して各所見の異なるを所以を陳し、侃々說議を盡し反覆論辨、結局來月一日を待ちて其論解に従うと否らざるを決定せんことを述」べるのであつた(同上書四一〇頁)。

だが解決には至らなかつた。決答期日の前日、權令は「結局區戶長以下一同說諭力不及を以て辭職願出候外無之と可申狀勢に立至り：最早小官共不堪其任進退維容の場合」における旨内務省へ報告し(同上書四一二頁)、かつ十月一日區戶長連署の決答延期に接するや、六日權參事西毅一他三名を伴い上京する(『岡山縣治紀事』卷三五四六頁)。ところが石部權令を待ちうけていたものは、七日發令の罷免通告であり、中途で受けた權令一行は、八日引返すことを餘儀なくされるのであつた。

代つた新縣令高崎五六は、同月十三日着任するや「今般改革の事件有之候に付、判任官以下等外等相廢候事、但區戶長は此限に非ず」の布告第一號を發し(同上書五六一頁)、官員四八名、等外六三名計一一一名のクビ切を斷行した(『岡山縣史稿本』四一五頁)。免職辭令を書く官房主事永井久藏ただ一人を残して、縣令以下縣廳全職員の免官解職である(岡長平『岡山經濟文化史』三三六頁)。十五日區戶長へは「朝廷の目的を達し候儀臣子當然の職制」たることを明かにし、新規任命の屬官一同に對しても十八日、「上下の官吏各其等を異にすると雖も均しく人民の標準にして瞻仰似て則をとる所以也、最以て品行を慎まざる可からず」と戒告を發し、「殊に今般改革の際尙一層注意頗る體面を存し、縣官の名義不毀傷様勉勵有之度」と嚴達した(『岡山縣史稿本』四一六頁)。薩摩新縣令の改革は、地租改正實施を中核に各方面に強行される。かくして正副區戶長一同の總辭職戰術も空しく、着任後二週間の十月二七日までには、「一般承服異言なきに歸せし旨請書差出し、：數月來紛轉不決の言議も此に至つて全く定」

るのであつた（『岡山縣知紀事』卷三五四六頁）。

明治政府が企圖した地租改正事業は、右の経過にみられたように、岡山縣では縣令以下全縣民の反對に直面したのであつた。貧農層をはじめとする農民大衆が、「田地平均」をかかげて反對鬭争をたたかつてきたことは、すでに記してきた。また地租改正における定額金地租納入は、七年二月「年柄凶缺にも無之に米價一時相上り候は全く人事に出る議：銘々飯米手當の外多分に圖米致居候者は爲に大益分にも相成候」（『岡山縣史稿本』二五七頁）と、米穀商人の投機を誘發し、下層民衆を困窮させた。だがかかる商人の市場操作を可能にさせる基盤である地主制下の現物小作料搾取方法も、小作人の金納を要求する小作騒動によつて脅威されはじめた。すなわち七年正月「岡山縣米價騰貴し殆ど石代平均相場の二倍に及ばんとし、小作人等地主へ正米收納を厭い、平均相場を以て辨却すべきことを主張し圭角を生ず」（同上書二四六頁）。小作人階級が要求するものも亦明白であつた。

これに對して、いままた地租改正反對鬭争の性格はちがつている。その經濟的基盤において地主・豪農と概括できる區戸長が、改正に反對して一同辭職の舉に出た理由は何であつたか。縣令以下縣廳全職員罷免にまで追いこんだものは何であつたらうか。地租改正は地主制度發展への道を清めた法的措置であつた限り、かれらの反對行動は矛盾するかに思われるのである。とりわけ權大屬野崎萬三郎（邑久郡行幸村大庄屋）・權少屬難波次郎三郎（岡山市豪商・十一年玉島紡績創設・山陽鐵道發企者）・同佐々木善三郎（藩御用商人・總年寄格・十年岡山米商會所副頭取・十七年岡山丸持角力東張出大關）をはじめとして地主層・豪商層が上級官員として構成する岡山縣廳が（『岡山市史』六・四六四九頁）、なぜ地主的改革を忌避しなければならなかつたのであろうか。さらにまた權參事西毅一・權大屬中川横太郎など、率先自由民權運動の指導にあつた人々を、八年十月八日までの岡山縣廳はうみだした。その理由は何で

あつたか。

縣廳上級官員は地主として小作人に對立しつつも、地價はできるだけ低く評價させる必要があつた。前述のごとき小作騒動に直面すれば猶更にである。ところが、政府が豫定する反當一石七斗とは、かれらの岡山縣が考へていた二割増をはるかに上まわるものであつた。大庄屋地主出身の權大屬野崎萬三郎は、かつて岡山藩の貢租増徴に反對した經歷をもつ（前述）。理由とした「田畑荒廢」とは、かれ自身の小作米收取不能を意味している。まして今回の地租改正においてをや。岡山米商會所副頭取となる權少屬佐々木もまた同様であつた。前述七年二月の米價騰貴の利潤を確保する前提條件は、まず低い地價である。區戸長豪農層とて程度の差はあれ、同一理由から地租の實質的輕減鬭争に走らせたのであつた。^(註)かれら地主豪農層の要求は、中貧農のものとは明確に相異していた。しかし、地租輕減を最小限綱領として、藩閥政府の地租改正に對する統一的反對行動が成立する根據をもつことができたのである。四年以降六年の作州一揆にいたる中貧農の激烈な反封建鬭争、あるいは金納を要求する小作騒動など、下からの根強いたたかひにつき上げられるに及んでは、かれら自身の利益實現のためにも職を堵しての反對運動に結集せざるをえなくなる。

(註) 岡山縣の地價は非常に低く査定された。九年の「地價算出調書」(廣島大學所藏)により、兒島郡興除村の場合についてみれば、反當收量を一等地で七斗六升、五等地では六斗二升と決定している。しかしこの地方では、天保十五年において反當一石一斗二斗の賃收をもつていた。開拓後すでに三十年以上を経過したこの地方であるから、いささか極端な査定といえよう。したがつて地主は、過少に評價された反當收量より地價を、さらにそれを基準とする低い地租を支拂い、小作人からは反當平均一石三斗という小作料を收取することができた。ここに後年大土地所有發展の根據がある(吉岡金市『日本農業の近代化』一七八頁以下参照)

二、民権運動家の抬頭

八年六月地方官會議々場において、岡山縣權參事西毅一は、「公撰民會を可」とする旨を前置して、「諸氏は日本人の智識未だ開けず、公撰民會を設くるの度に達せずと言えり、是甚だ人民を蔑視したるの説なり。今日に方て區戸長は人才なりと言うべからず。若し一旦公撰を行えば必ず人才の起ることを信ずるなり」(『朝野新聞』八年七月十四日)と發言している。三人扶持の陪臣に生まれた西毅一は、倉敷在留の森田節齋の學僕となり、まず尊攘派儒者として出發した。明治二年渡清の計畫、一年餘上海にあり、四年に歸國して後は藩學校督事として洋學を鼓吹した。『評論新聞』『草莽雜誌』に據り果敢な専制政府攻撃に挺身する小松原英太郎・山脇巍・關新吾らは、この時の門下生である。六年岡山縣七等出仕となり、作州一揆鎮壓軍を編成し、又征台役には士族不平派總帥杉山岩三郎とはかり、二五〇〇人の義勇軍を募つて上京、三條實美にその先鋒たらんことを強請した(小林久磨雄『西薇山』、『岡山市史』五卷など)。こうした前歴をもつ西權參事をして、前述の發言をさせたものは何であつたらうか。六年までの西の履歷書は、新政府權力への參加過程であつた。だが、一度縣廳上級官員に位置したとき、地租改正・士族授産の難題を前に、少からぬ不満を専制政府にもたざるをえなかつた。八年六月地方官會議に出席した西權參事が、三月月後には解職される運命にあることを考慮すれば、西自身の變革は一層明瞭である。

(註) 西毅一に代表される士族民権派と、杉山岩三郎を總帥とする士族反動派との區別は、幕末の岡山藩尊攘派の二流派に發している。文久三年繼嗣問題で俗論派をしりぞげ水戸齊昭の九子九郎齋を迎えることに成功した岡山藩勤王黨は、ここに閥藩尊攘の旗印をかかげた。だが、慶喜が將軍職につくや、勤王黨は藩主をかつぐ公武合體派と討幕派に分裂を余儀なくされる。

前者は三萬五千石の筆頭家老伊木長門を中心とした上士層であるに對して、後者は五百石の具太鼓奉行牧野權六郎・三十石の那奉行森下景瑞をかこむ下士實力派である。とりわけ牧野・森下らは黒住教の布教線をつうじて、豪農層を廣泛につかみ、政争後那奉行を罷免された森下のごとく耕戰隊―農兵隊組織化に従事するところにその特徴があつた。明治元年三月十五日、牧野らは武力クーデターをもつて藩主茂政を隠退させることにより討幕へふみきつた。かくて維新後伊木大參事―森下權六參事の連立政權が成立するが、四年の廢藩と共に對立は表面化した。伊木派には舊藩士族の第一兵團がくみしたのに對して、森下派にはかつての農兵第三兵團と新式裝備の砲兵隊が加擔して、一觸即發の危機となる。(牧野權六郎・森下立太郎の「奉公書」―岡山大學池田家文庫、『岡山縣人名辭書』、『岡山市史』五卷などによる)。

岡山藩勤王黨のこの二流派は、民權運動へひきつがれ、伊木派から杉山岩三郎・中川權太郎を、森下派から西毅一、砲兵隊から左派の小林輝雄らをうみだす。筆擧―討幕運動以來自由民權運動にいたるまで、農民大衆との同盟にかかるといふ、この二流派は對立しハッキリ區別されるのであつた。したがつて、六年の作州一揆・征夷役に杉山と結んだ西ではあつたが、七年以降は袂別して對抗的な道を歩むこととなる。

さらにまた隣りの備中小田縣では、民權議院論争のさなか、「臨時議院開設要求書」が縣廳へ提出される(資料全文は拙稿「下流の民權説の胚胎」―『瀬戸内海研究』七號)。その中心人物坂田文平(江原興讓館長・第一代縣會議長・國會開設請願委員)とは、西と同じ閑谷遺芳館教授であつた。とすれば坂田の「臨時議院要求書」は、西の地方官會議における發言に少なからぬ影響をもつものといえよう。

「臨時議院要求書」は、傳えられる民權議院の構成員として、府知事縣令が豫定されていることに對する批判にはじまる。すなわち、「四方の府知事縣令を以て率然群少の名代人となす豈何事ならずや」「其名は君民協和、其實は上下隔絶」、したがつて「其長官たる人其情を顧みず、突然獨裁の名代人とは豈奇ならずや」と、縣令の不信任・資格缺如を指摘し、「疑う處」の二十三ヶ條を列擧して失政を批判する。かくして提案するところは「先づ縣廳に

於て公然たる臨時議院を開き、每一小區より兩三名を撰び出し、「上國律租税より下細民の交際に至り、天朝議院の風に倣い忌憚なく究論せしめ玉い、細民愚と雖も亦敬神愛國の一念を凝し、獨立自由の双眼を開き、各々其身上の事件につき冤枉を説き抑制を論じ、利害得失不平の件々を極言すべし」。ここにおいてはじめて「令公閣下小人を腦髓に銘じ、以て天朝の議院に立出で玉はば豈立派なる名代人ならずや」と明言する。

そこには有司専制に對立する議會制度設立への志向が表明されており、公撰民會早期開設を主張する西毅一の自信ある發言を裏付けるに足るものがあつた。

しかもこの要求は、坂田文平一個人のものではなかつた。かれの背後には、要求を支持する地方の豪農・豪商の存在があつた。「勸業少々疑う處あり、殖産會社の取立金少々疑う處あり、島田組上棟の義式少しく疑う處あり、御官員營利に關係少々疑う處あり」と要求書が批判する所以のものは、この地方での養蠶―製糸業者の利害を反映していた。小田縣勸業政策により五年十月縣營金融機關―小田縣會社設立され、新業の發展に大きな役割を果したが(『日本勸業銀行史資料』第二集三頁以下)、七年島田組が笠岡へ進出し、そこでの利潤の大半を政商資本が收奪することとなる。七年四月島田組笠岡製糸場の開所は、危機に追いこまれた座繰マニユファクチュアの地方ブルジョアに率いられる農民との矛盾を激化した。かれらがさきの要求書で批判したのに對して、開所式における縣權令の祝辭は、「管内の金貨累積して以て巨萬億の數に及ぶも皆島田氏物を開き創を成すの功德」(『阿山縣蠶糸業沿革史』七八頁)と述べて明かな對立を示してくる。

坂田文平に代辯された豪農・豪商層の民權思想は、かくして擡頭してきた。倉敷の林醇平・植田年・大橋平右衛門(拙稿「幕政改革の社會的基礎」―堀江英一編『藩政改革の研究』所收)、淺口郡西原村庄屋忍峽稜感兄らがこの地方で

の指導者であつた。かれらはいずれも森田節齋・阪谷朗声の影響下に育つた尊攘派豪農・豪商たちである。地租改正―國家的封建的土地所有・殖産興業―政商的資本主義に對立することによつてのみ、かれらの發展が保證されるのであつた。かくて十一年七月醫師石阪堅壯を社主に、豪農忍峽が編集し倉敷の藥問屋林醇平を發賣元とした『好事新報』が發刊される(岡長平『岡山盛衰記』六七頁)。かれらは「愛國の情を好事に寓する」をもつて、政治進出への第一歩とした(山野重徳『通俗國會請願者列傳』明治十二年刊十七頁)。

このような縣内の民權有志者の擡頭を促進したのは、上京した『草莽雜誌』の竹内正志・坪田繁、『評論新聞』の小松原英太郎・山脇魏・關新吾ら士族出身インテリ派の活躍である。英學塾出身の關を除いて、他はすべて福澤門下の慶應義塾を卒業した民權派最左翼の論客として、八―九年花々しい政府攻撃を展開した。小松原の「壓制政府轉覆すべきの論」(『評論新聞』六二號)に代表されるかれらの活躍については、遠山茂樹氏のすぐれた分析がある(『征韓論・自由民權論・封建論』―『歴史學研究』一四五號)。だがここでのわれわれの關心は、岡山縣下自由民權運動組織化に、かれらがいかなる働きかけをしていつたかにある。

小松原を中心とする士族出身民權派知識層の論理は、「我國人民の驕愚卑屈にして其蠢爾たるを甘んずる者の多きを慨嘆」(小松原―『評論新聞』五七號)するに一貫し、民權論を擔う者は、愛國の志士であり國土である、と思考するものであつた。だが新聞條例による投獄を契機に、かれらの抱く愚民觀は、民衆に對する啓蒙活動を智識者の責務と感ずるまでに發展してゆくのであつた(この點については越前の杉田定一の場合も同様である)。それは十二年一月、郷里岡山での『山陽新報』創刊としてハッキリ具體化する。十年十一月獄中の小松原は、岡山縣會開設のため努力することを、先學西教一へ要望したつぎの書簡を記したのである。

「……然り而して我縣未だ公撰縣會の設けありしを聞かず、是果して何の理由ぞや。蓋し縣官の盡力未だ至らざる所あるに由るべしと雖も、抑僕又諸君に對して少しく望なき能はざる也。夫れ自由を伸張し民權を擴張せんと欲する者は宜しく人民自ら奮つて之に従事せざるべからず。先唱の榮譽を空しく官吏に得せしめ、其唱論指揮を仰望し、坐ながら彼が與うる所を待つは、今日に於て固より勢の不得止ものあるべしと雖も、是れ安んぞ自由を愛し、權利を重んずる者の業作ならん乎。苟も權利自由を愛重するの人民にして、其の自由を伸張し、擴張せんと欲する者は、須く人々自ら奮て之を唱道し、剛毅耐忍屈せず操まず、竟に能く其の志望を達して而後止むべきのみ、今假令我人民をして勇往沂濶なる能わざらしむるも、諸君焉ぞ之が唱首となり、之を新紙に論じ之を演説に説き、縣令に參事に速してを開設せんことを論辯要請し、早く天下をして岡山縣は既に堂々たる縣會を開きたりと言わしむるの光榮を博取せざる乎。

……宜しく近より遠に進み、小より大に及ぶべきは事の本来、物の順序に於て當に照るべきものの如し。然れば則ち速かに縣會を起し、人民自ら地方の政務に參與して、徵收の税額を決し、一般民政の得失を議し以て民心を作興して國會設立の期を促すは誠に今日の最大急務にして、苟も身を以て國に許す者の大に爲すべきの秋にあらずや。……」(『小松原英太郎君事略』二六頁以下)

書簡をうけた西穀一は、十一年一月一日遺芳館同窓者に之を披露し、「須讀此書慚愧入地矣、嗚呼眞所謂呼吸自由之空氣者果何處之人」と決意を詩に賦した(同上書三九頁)。そこには「明治政府の施政に強烈なる反對を抱ける人々の集會所」(石橋臥波の言葉―「二十一 大先覺記者傳」所收小松原の項四三二頁)たる『評論新聞』に極右の西郷派と同舟した時代の小松原の若さも弱さもなければ、作州一揆鎮壓・征台義勇軍編成を企圖した頃の西穀一の姿もみられない。ありし日の地方官會議における西の路線は、小松原の先導により縣會―國會開設へと發展させられる可能性をもつことになつた。

「士族は一統困却の様子、然れ共評論新聞にも出してある建白書を捧げし杉山某は、金力も強く腕力も逞しく傲然たること西郷大將か前原先生の氣取にて、専ら開拓に従事し、心身を練るを以て衆望大いにこれに歸し、其黨にあらずれば岡山にあるも勢威

なしという。逦査は杉山派を多しとす」(岡山縣通信)——『東京曙新聞』九年八月十八日)

「有名なる杉山若三郎君は何故か名望衰へて西毅一君の名聲大いに振う」(岡山通信)——『朝野新聞』十年十一月七日)

西南役をなかにはさんだ一年餘の間に於ける二つの記事で、杉山から西への交代變遷が意味するものこそ、十一年九月再興愛國社大會を期とする自由民権運動發展の一劃期であつた。

三、國會開設請願の展開過程

小松原より縣會早期開設の意向をうけた西は、直ちに活動を開始する。遺芳館同窓は西の人望を背景に、士族のみならず廣く大衆へ呼びかけていつた。江原興讓館の坂田丈平はもとより、作州からも之を呼應してきた。かくて十一年三月十一日、岡山縣下町村會各議長から地方官會議の決定を準據とし、「當縣町村會假規則を推して其權限を廣め堂々たる公撰縣會となし給わば」と、「公撰縣會起立の願望」が縣令へ提出された(『評論文集』卷二)。要求は「縣會開設は大に國家憲法に關涉し一府一縣の專行すべきものにあらず」として却下されるが、これを契機に縣下では、いくつかの政治結社が誕生した。十一年四月津山地方の立石岐・中島衛の「共之社」、小林樟雄(山陽自由黨↓大阪事件)・竹内正志(草莽雜誌↓毎日新聞↓土陽雜記者)を中心にした岡山の『實行社』、滿藤恒(西大寺自由新聞社長↓山陽自由黨)の西大寺地方での「自衛社」、あるいは既述石阪・林・忍峽らの倉敷における結社など。そして九月の再興愛國社大會には、小林・竹内・中川横太郎の三名が出席しているのであつた(『自由黨史』第一册三三三頁)。さらに十二月には、出獄した小松原が歸岡し、十二年一月四日からの『山陽新報』創刊を準備することとなる。

十二年二月縣會は開設された。すてに一月二四日の議員選舉以來、『山陽新報』は大きな役割を果してきたが、

開會後は小松原自ら書記の名で縣會議事運営の指導にあたり、かつ多くの紙面を縣會報道にさき、議事筆記を付録に添付し、縣民の關心を高めていつた（『山陽新聞七十五年史』二三頁）。縣議會につづく目標は國會開設にあつた。

縣會↓國會の目標達成のため、縣會開設と同時に運動の組織化がはじめられてゆく。

「昨年縣會開設の時議事も行届き意外の結果を來せしより、議員の内にて大に感覺を起せしもの少からず。因て實地に就き近隣諸縣の景状を案するに、いずれも同一の有様なれば、益々發明する所あり、遂に縣會議員忍快後成兄氏の發議により山陽道聯合會を起すことになつた」（『朝野新聞』十三年一月九日）。ところが「縣令高崎五六君は名義上の事を彼是と咎め、遂に一たび其企を中止せしめたるを以て、有志者は直ちに建言の一途に移し、奔走大に其事周施する間、郡長等の氣慨ある者忽ち其事に感激して、共に力を盡したるが五六君は又郡長・戸長にして公務の餘暇なりとも斯る事柄に協力することは決して成らざる旨を令し、再び其企を中止せしめんとしたるが、…已に其時には求めずして數千の同志者を増し」たのであつた（『近事評論』十三年一月十三日）。

小松原の指導下に忍快をオルグとして、縣會議長坂田丈平以下縣會議員を中心に、前述政社はもとより郡長・戸長までも包含し、廣く縣民へ働きかけていつた。縣議をもつて委員とし、「各地有志者を集めかかりしに、何ぞ料らん諸方にして一時に大奮發をなし、人民一般の意見を以て協議すること當然なり。決して有力者に依頼すべきに非ずとて、我も我もと會員に列する者十萬人近く」の景況を示すこととなつた（『朝野新聞』十三年一月九日）。かくして六月三日、岡山區新西大寺町松之江横上に、「兩備作三國親睦會」がもたれ、小林樟庵を議長として幹事を選任（後掲第一巻）、國會開設建白方法を討議し、十月四日を期して建白書提出のことを一決した（『岡山縣勞働運動史資料』上巻二九頁）。

豫定の日、岡山區石開町下宮境内で臨時大會が七百人の參集者により開かれた（『近事評論』十三年一月十三日）。請

願上京委員の決定をめぐつて、ここでは問題が提起されるのであつた。すなわち、

「同志中平民は少くとも八分以上に居り、士族は多くとも二分以下の少数なれば、無論に士族は省き去り、純然たる平民より其委員を推撰、…之が先尊を爲す者、概ね皆な其地の紳士にして、而かも亦多少の土地財産を有する者に非ざるはなし」(『近事評論』十三年一月十三日) 「率先有志者は一たび該建言の事を縣會議員に委託せんことを發言して、人民有志者に容れられず、再び其事を發言して遂に論議破せられ、三たび之を發言するに及んで人民有志者は、然らば足下等は足下等の勝手に建言せらるべし、我らは我らの満足すべき總代人を同議者中より推撰し、斷して岡山人民の名稱を以て此事を建言すべければ、復た足下等の意見を聞くを要せざるべしと決答……」(同上書)

右の請願上京委員選出にかんする記事は、親睦會の階級關係を表明している。すなわち第一に士族に代る平民進出、第二に平民内部における縣議と「人民有志者」との對立である。前者の意義については、こと新しく論ずるまでもない。ここでは後者の内部對立を重視し、その後の發展過程とも關連させて考えてみよう。

第一表 國會開設請願運動の指導者

氏名	出身地	階層	十二年役職	二三年役職	その他
石阪堅壯	倉敷	藩醫	親睦會幹事長	—	十一年好事新報社主・十七年東京へ移住
西 毅一	岡山	陪臣	—	國會(無)	關谷遺芳館教授・八年岡山縣權參事・十二年畿力社々長
坂田丈平	後月井原	儒者	縣會議長	國會(無)	興讓館長・七年臨時議院設立建白
小松原英太郎	岡山	下二人扶持士	山陽新報主筆	内務省警保局長	八年評論新聞編集長・九年投獄・十三年太政官外務省出仕
加藤平四郎	勝山	下士	巡回訓導	國會(自)	十四年美作雜誌編集長、十五年自由黨員

小林 樟雄	岡 山	三人扶持士	國 會(自)	十一年實行社↓十四年自由黨員・大阪事件
林 醇平	倉 敷	商・庄屋	縣 議 長	十一年好事新報・十二年好事雜報・十四年山陽自由黨
澤田 正泰	岡 山	商・	縣 議	六年米穀取引「政榮社」・十七年岡山丸持鏡西前頭 49・福田英子の姉嬢
忍峽 稜威兄	淺口西原	農・庄屋	縣 議	十一年好事新報編集長
柴原 宗助	高 梁	農・庄屋	縣 議	十六年私立高梁病院發起人
三村 久吾	和 氣	農・庄屋	縣 議	十三年岡山商法會議所理事・十七年岡山米會所頭取
菅 英 治	久米 打穴上	農・庄屋	縣 議	共之社↓美作自由黨・十九年縣勸業諮問委員
立 石 岐	西々條 二宮	農・大庄屋	縣 議	共之社↓美作自由黨・十一年私立養蠶傳習所・二宮 製糸場
井手 毛三	大陸落合	農・庄屋	縣 議	共之社↓美作自由黨

備考 ここでの指導者とは『岡山縣労働運動史資料』上巻二九頁の幹事・上京委員および小林久磨雄『西薇山』八九頁の十三年十月「哀求表」提出者の計十四名をいう。資料は主として『岡山縣人名辭書』『備前岡山人物彙海』『岡山市史』五六『經濟文化史』などによる。

すなわちここで、別格の石阪・西・小松原の三名はひとまず除くとすれば、豪農・豪商出身の縣議グループと加藤・小林および井手(いずれも幹事ではなく上京委員に選出されたもの)の「人民有志者」とに區別され、かつ前者は自由黨の本流に、後者は左派につらなる。このことはさらに二三年の役職にも關連している。またわたしは美作自由黨の分析において、十二・三年の縣議は豪農であり、十四年を期に小豪農出身縣議に交代してゆくことを指摘した(拙稿「自由民権運動と豪農層」―『經濟論叢』七六卷一號)。したがって平民民権進出としてとらえられる國會開設請

願運動のもつ階級構成として、十族出身インテリ層を中核として地主・豪農層を指導者に、没落士族・中貧農層を廣汎な基盤とする關係が概括できるのであつた。指導層の經濟的基盤は地租軽減を要求する。十三年はその改正時期であつた。鬭争を有效に推進する手段は、國會開設による豫算議定權・租稅協賛權を獲得するにある。さきに開設をみた縣議會における縣會鬭争はある程度まで成功し、かれらに自信を與えるものであつた。これに對して中貧農の要求は土地革命にある。だが、かれらの反封建鬭争は、孤立的散發的にかたかたかうことができなかった。かくて中貧農の革命的鬭争を吸收組織化した豪農主導の地租軽減鬭争―國會開設請願運動が成立する。

國會開設の意義について、忍峽はいう――

「我國現今の勢、不換紙幣は日に下落して正金銀は年に海外に去り、國內の膏血を擧て皆外人の吸啜に任す。今にして早く國會を起し濫費を省き用度を節し、此敝魚の急を救わずんば我が同胞三千五百萬の枯尾はそれ何の地に棄てられんを知らず、……直ちに郷人に説くに、政府官吏の設くる所以、國家命脈の繫る所以と、而して人生固有の權利と自由とを伸張し、鞏固にするは唯國會開設の一途に在るを以てす」(山野重徳『通俗國會諸願者列傳』明治十三年刊十四頁)

忍峽が理解するブルジョア民主主義の課題は、専制政府の活動を國民自らにより統制監視することができる國會の開設であり、そして對外平等の民族問題を解決せんとするにあつた。このような問題把握の仕方・立論の方法は、「同胞兄弟に告ぐ」の檄文や(全文は『自由黨史』第 冊二五五頁)、西毅一起草し「國會開設建言書」においても、同じかたちで展開されているのみ。

「……嗟呼我國は實に累卵の危きに迫ると謂うべし、蓋し其の由る所を窮むれば、我輩人民が之を招くと謂うて可なり、政府が如何に焦慮せらるも、人民にして憤發せざれば焉んぞ能く國權を全うするを得んや、……故を以て之を觀るときは、今日の急務は國會を開き、全國の智力と精神とを活用し、以て進歩を圖り治安を保ち國權を伸張せざるべからず、國會にして一たび開設せら

るれば、邦土を尊重する公同の精神勃然として興し、益々増殖する愈々多く……」〔建言營〕全文は鈴木安藏『自由民権』一八八頁以下）

こうして指導者たちは、外歴解決に先立つ國會開設を、當面の政治課題に正しくすえることができたのであつた。十二年十一月十二日、西毅一より縣會議議長坂田丈平への書簡は、指導者の決意をよく表明している。

「扱又過日高梁にて中川（横太郎）に御盜被下候て、國會建議草案御一覽に相成、御意見の趣逐一中川より拜承仕り候、御尤至極に奉存候、野生等としても、縣會とか又は國會とか、いや立憲政體とか中華は素より先祖よりの言傳えもなく、師匠よりの傳授もなく、二千年來夢にも見聞せざる事なれど、如何せん夢にも見聞ざる外國交際を聞き、文明物を輸入してより新聞紙というものを読み、譯書を読み洋學者の言を聞き、四書五經中におらざる事をも承知いたし申候、知らざれば止む、已に知りたる以上は進て求むるは人情の常にして、國會設立を企望するの論、終に今日天下の輿論の歸する處になりしにて、あながちに新を好み奇を喜び一時の流行に走るとのみは言難き意味も有之候様相考申候……」（小林久齋『西薇山』八七頁）

「知らざれば止む、已に知りたる以上は進て求むる」の決意は、請願提出上京委員をして「此懇願の採用せられざる以上は、自分共は假令死すとも復び岡山の地を踏まざらん」（『近事評論』十三年一月十三日）と、勇躍上京の途につかせるのであつた。だがもとより、かれらの單獨行動は『自由黨史』（第一册二五四頁）の批判に價するものではあつた。統一を拒否し、ただ「我岡山縣人民の如き柔順卑陋一も時勢を看破するの見識なく、毎に人後に落ち、曩に維新の美譽ありし時と雖も驥尾に付し、人に依て僅に事を爲せしのみなり」（『建言營』一鈴木安藏『自由民権』一八九頁）の理由で、單獨もつて專制政府に當らんとした誤謬は否定できない。

（註）明治元年一月十一日の藩兵による神戸事件惹起に代表される藩内情勢は、木戸孝允によれば「必竟我藩で申候得ば五六年前の光景にて、宇内の形勢得と不知有志仁人不少」といわれる如きものであつた（『木戸孝允文書』第三、七頁）。なお前述註記した勤王黨の二流派についても参照して頂きたい。

上京した忍峽・井手・三村は、たまたま地方官會議に集つた各縣會議員に働きかけ、二月二日には兩國中村樓に會して國會開設建議を行つた(鈴木安藏『自由民権』一四二頁)。また三月二日には、宿舍へ各縣上京請願者を招き「會議を開き規則十餘條を設け、本年八月を以て更に大會議を開くべきに決し、翌日委員協同の結約書を作りて各々に捺印し、以來は平生に和親を結び通信を開くべし」として、忍峽自らはその総理委員となる(朝野新聞『十三年三月九日』)。他方三月十五日、大阪では第四回愛國社大會がもたれ、十七日には「國會期成同盟」へと發展する。そしてそこでは片岡健吉・河野廣伸を總代とする請願書提出と、同年秋東京で全國的集會を開くことが決議された。

この間岡山地方では、小林・竹内の「實行社」が、津山では立石・中島の「郷黨親睦會」が活動の中心となつていた。「毎月兩三回づつ開會せり、無料切符を出す。聴衆は毎に六七百名あり、遠郷より逗留掛にて聽聞に來るも亦多し。論旨は政治民権の論が重なり」(東京曙新聞『十三年二月十八日』)とは、「實行社」にかんする記事であるが、こうした政談演説は、とりわけ大衆に訴えるところが大きであつた。さらにまた民権派縣議の縣會鬪争も激化してゆく。十二年度地方稅支出經費豫算案に對しては、警察費に集中攻撃をかけ、あるいは郡區長公選・府縣會議事權限擴大をたたかう。^(註)

(註) (1)警察費給與「十年西南事變非常の時と比較して本年度に増額を見るは其常を得たるものに非ず、二千圓を減ず」(福屋唐大提案可決) 廳費「用馬の必要を認めず之を削除す」(柴原宗助提案可決) 探偵費「國事犯探偵は官支出となすへきの故を以て之に相當する一六〇圓を地方費支辨より減ず」(林醇平提案否決) — 『岡山縣會史』六章六一—〇頁。

(2)忍峽・林・妹尾一三郎・田村護三郎・植田孫太郎提出「郡區役所并郡區長の儀に付建議」(十二年五月) 同上書六三二—六三三頁。

(3)柴原・三村・澤田・忍峽・菅提出「府縣會議權限之儀に付」(十二年五月) 同上書六三四頁。

このなかに、さきの上京委員忍峽は歸岡し、林醇平らと共に「吉備親睦會」を組織（山陽新報）十三年五月二十日、さらに國會期成同盟會の一大攻勢に参加を要望する「兩備作三國會開設願望同盟兄弟相告るの書」を起草し、十月七日縣下に檄した（山野軍徳『通俗國會請願者列傳』二三頁）。答えた縣内有志は、小林・加藤兩名を代表に、「岡山縣下三州人民國會開設哀求表」をたずさえ上京させる（小林久磨雄『西薇山』八九—九三頁）。かれらは十一月十日、全國の同志六八人と會合（その事情は「國會開設論者密議探幽書」——『明治文化全集』二二卷にくわしい）、國會開設は請願建白によつてではなく、全國人民の團結した實力でたたかひとする以外にはないと決意し、「遭變者扶助法」を規定するのであつた。國會開設運動は、ここに請願建白の域を脱して戰鬪的性格をもつことになつた。それは岡山縣代表が忍峽・三村・井手から加藤・小林へ交代した事實を具體的に反映するものであつた。

四、山陽自由黨の成立

十二年の岡山縣國會開設請願運動は、士族出身インテリ層を中心に地主・豪農層を指導者として、没落士族・中貧農層を廣汎な基盤とする階級構成をもつものであつた。したがつて、質地返還・小作料軽減の貧農的要求は、豪農層の地租軽減に従屬させられていた。とりわけ十三年が、地租改正條例第八章の改正年度にあつたことは、十年以降の米價騰貴による地主所得の實質的増大を確保するため、（註）豪農層をして國會開設請願運動を主導させ、これに廣汎な耕作農民層を組織して、反政府鬪争をたたかさせたのであつた。

（註）十年以降のインフレーションは、十二年に岡山市場米價を、六年の二倍に騰貴させた（岡長平『岡山經濟文化史』五二九頁）。したがつて「昨年は近隣とも意外の豊作にて收穫多く、人民は鼓腹擊壤し民腹も餘糧暖まりし故か市街は近年未曾有

の黨員」(『山陽新報』十二年二月三日)をみちびき、岡山民立博覽會・帯江新田の農事會・總社の勸業演說會・高粱の牧牛會社・眞島郡高田村の養蠶製糸結社・岡山の内國木綿機總會社・岡山商法會議所などの設立をもたらした(『山陽新聞七十五年史』二〇頁)。

だが、物價騰貴の利益とは、地主階級せいぜい自作者までに限定される。さきの地租改正にさいして小作人が現物納に代る正米代價による金納小作料を要求してたかつたことを想起しよう。また倉敷近郊酒津村では、十二年三月、村内十六人の地主によつて地主同盟がつくられ、小作人に對し階級として對立し(拙稿「備中酒津梶谷家の小作問題」―農政調査會編『小作騒動に關する史料集』一〇六頁)、さらに淺口郡西原村は小作爭議がたつかわる(十三年―詳細は後述)。インフレが結果したのは、農民層の階級分化促進であり、農民内部の階級對立激化に他ならない。今や豪農主導全人民自由民權運動は、下部構造であつた中貧農層を分離しはじめた。その分裂過程―自由黨の成立過程についてみよう。

まず西・坂田・石阪・小松原らの士族出身インテリ層が第一線を退いた。十二年二月小松原は、ロシアから歸國した花房義質(舊岡山藩士・十三年は朝鮮公使)に「一度政府に入りて内情を見ては如何」と説得され、關新吾と共に上京し、十四年には外務權少書記官に榮進する(『小松原英太郎君事略』四六―四八頁)。關も同時に元老院に入り、沼間守と共に「櫻鳴社」に参加(鈴木安藏『自由民權』三九〇頁)、十五年には太政官官報編集に當つた。また西毅一は十二年十二月、没落士族千餘名にかつがれて「微力社」社長となり、士族援産のため兒島灣干拓を出願する。

坂田文平もまた十三年二月に議員をやめ、興讓館の學校經營に専心することとなつた。かくて第一表の指導者のなか、今なお活躍をつづけるのは、左派の小林樟雄・加藤平四郎、豪農出身の立石岐・菅英治・井手毛三、豪商層た

る三村久吾・澤田正泰・林醇平であった。士族出身の二人は、ともに十四年加盟の自由黨員であり(明治史料研究連絡會『自由黨員名簿』九頁)、小林を中心に豪商グループがつかつて「山陽自由黨」を、加藤は豪農層とともに「美作自由黨」を結成する。

十四年三月、小林の「實行社」、瀧藤恒(西人寺・十三年から縣議)の「自衛社」など縣南部の民權結社は、大阪新報社から來た山本憲(高知縣出身)を中心に合流し、「時習社」を結成、『稚兒新聞』を發行することとなつた。作州でも二月に「美作同盟會」が設立され、中島衛・加藤平四郎によつて『美作雜誌』が創刊される。時に『美作雜誌』四號は「最初は死すとも止まずとか生きて還らずと言ひし程の人ありしにもかかわらず、近來に至りては更に盡力する者なきよしなるか」と(十四年九月刊)、南部地區民權運動の低調を批判している。それは第二表に表明されている數字を具體化したものであつた。十五年を劃期に、政治運動の力點は津山地方に移つてゆく。豪商・地主層を中心とした南部が、改進黨犬養派の地盤に變つてゆくのに対して、豪農層を中核とする作州では、以後も自由黨勢力が支配的であつたことも、この第二表は關連する。

第二表 政談演說統計表

	演題			演說			解散			禁止
	岡山	津山	總計	岡山	津山	總計	岡山	津山	總計	
十三年	?	?	二八七	?	?	五九	—	—	—	—
十四年	四八	二五	一一八	六	五	一六	—	—	—	—
十五年	四一	三八	八七	六	八	一七	三	三	七	八

十六年	?	?	二九	?	六	?	?	一
十七年	—	二〇	二〇	—	三	三	—	二

備考 (1)明治十四・十五・十七年各「岡山縣統計書」より作成。

(2)「岡山」「津山」とあるのは、それぞれの警察署管内を意味する「總計」との差がある場合は、玉島・高梁兩警察署管内における數字を示す。

(3)「縣統計書」に記載された數字は、合法的屈出によるものだけを記したものであると思われ、實際にももつと多いはずである。ただ大體の傾向はこの數字でつかむことができよう。

(註) 小松原の『山陽新報』は、小松原自身外務省へ入り、十四年政變では大隈と下野したように、元來改進黨系である。二代・三代の主筆はともに慶應義塾出身者であり、小松原が盡力した十三年閉校の「岡山商法講習所」には、箕浦勝人が校長に、山本達雄が教師として招かれ、慶應義塾—改進黨の地盤をつくつていった。二三年以後岡山第一區は、改進黨の坪口繁—竹内正志—坂本金彌を順次選出し、自由黨の小林樟雄と争つた。

ともあれ、十四年十月自由黨が結成され、小林・加藤の二人が之に参加して、以後の地方組織との連絡にあたることになる。あたかも「山陽自由黨は大いに奮激して數々委員の集會を催し、日夜其主義を社會に擴張する方法を計畫」していた時に歸附した小林樟雄は、時習社の山本憲と共同してこれを指導統轄する(『郵便報知』十五年二月八日)、かくて一月二十九日假本部に委員會を開き、山陽自由黨發展のため下記要項を決定させた。

第一 山陽自由黨は自今自由黨の地方部と爲す事

第二 名稱は自由黨山陽部と云う事

第三 該黨より主義擴張のため一新聞を發行する事

第四 至急定期演說會を開與に及び、一雜誌を發兌する事

第五 新聞紙發行創立委員は本支部委員を以て兼任せしむる事

第六 該黨の規約を修正する事

第七 二月五日午前十時より臨時黨員大會を開く事（『郵便報知』十五年二月八日）

右要項第三・第五に則して四月には、自由黨系新聞社が合同して「克明社」が創設され、中山嘉代次・滿藤恒・山本熊太郎らの出資をもつて『中國毎日新聞』が發刊されることになる（『梅屋先生年譜』十六丁）。時に山本憲が主筆、小林社長、滿藤副社長、福井孝治主幹の陣容であつた（『岡山縣労働運動史資料』上巻二六頁）。だが政府權力の彈壓が加重されるに従い、内部分裂が起り、五月五日新聞發禁を機會に、自由黨山陽部を指導していた黨内左派は退けられる。山本憲はその事情をつぎのように記している——「山本熊太郎・滿藤恒相謀り、中山嘉代次を欺き新聞社奪う。予等退けられる。中山爲に數百金を失う。予小林等と恢復を圖つて不成」（『梅屋先生年譜』十六丁）。かくして自由黨山陽部は分裂し、士族出身左派を黨内から追放することにより、滿藤恒・林醇平・澤田正泰ら豪商地主層の主導權が確立したのであつた。第三表に山陽自由黨の指導者たちをかかげておく。

第三表 山陽自由黨の指導者（十五年を中心に）

姓名	出身地	階層	十二年	十三年	十四年	十五年	山陽自由黨	十六年	十七・八年	一三年	その他
澤田 正泰	岡山	商・米屋	縣議・親	縣議	縣議	縣議	自由黨	縣議	自由黨納涼で議院處分		十七年岡山丸持鏡
滿藤 恒	西大寺	農・庄屋	縣議	縣議	縣議	縣議	自由黨	縣議			東前頭四九枚日
山本熊太郎	山商	石屋	縣議	縣議	縣議	縣議	自由黨	縣議			西大寺町長・米
林 醇平	數商	藥屋	縣議・親	縣議	縣議	縣議	自由黨	縣議			數取引所理事長
山本熊太郎	山商	石屋	縣議	縣議	縣議	縣議	自由黨	縣議			十五年九月死亡

竹内	正志岡	山士族	族	實行社	時習社	克明社	右派	在歐洲	第一回國會に一四三四票で落選
福井	孝治	島根縣士族	眞庭郡巡七情雜誌・岡山定期演說會	克明社主幹	左派	一貫社社長	在京都、日本	共同學館々長	小作特例請願第二回國會に八五七票で落選
山崎	彌平	上道・農	岡山	論「慷慨憂國」	左派	自由黨會員	自由黨會員	同盟會	東洋自由黨參加
山本	憲	高知縣士族	大阪新報	時習社	克明社主幹	左派	越前自由新報	大阪事件	東雲新聞主幹
小林	樟雄	岡山士族	三國會請願	實行社	克明社社長	左派	在東京	大阪事件	國會議員
景山	英子	岡山士族	二入扶持	十二歳	研智小學	校助教諭	岡山女子懇談會	大阪事件	東京神田に女子實業學校經營

備考 (1)黨員名簿が発見できないため、新聞記事・傳記などから「指導者」を選定した。

(2)主な資料は當時の新聞・『岡山盛衰記』『岡山經濟文化史』『岡山市史』五・六『岡山縣人名辭書』『梅庄先生年譜』その他郡誌などである。

第三表において、黨内兩派の階級的基盤は明かな相異を示す。主導権を獲得した右派はいずれも縣下屈指の豪商であり、地主層であつた。とりわけ、倉敷在住二百町歩の大地主大橋平右衛門、兒島郡藤戸の百町歩地主星島謙一郎(縣議)を幹部黨員にもつていたことは、その階級的人格を明示している。あたかも十三年末、民権運動指導者忍峽稜威兄が累代庄屋として支配してきた淺口郡西原村で、同村小作人が同盟して小作料減額・金納要求の小作騒動をたたかつたことは重要であらう。^(註)小作人階級は自由黨から離脱かつ對立し、独自の組織で自らの階級の利益實現のために立ち上つたのである。

(註) 淺口郡西原村小作爭議——近時に至りては、小作人が一村相合して、嘆訴強談の弊を生ず。其の嘆訴する所は區々たりと雖も、大概地價八掛法にせよというにあり。八掛法とは、地價百圓に八圓の金納に定めるの法なり。地主の有力なる者は之

を許諾せず。少々宛の定米を減じて治りしも、小作人の結合強き所には、其法になしたる分も一二ヶ村あり」(『交詢雜誌』十四年一月十五日第三五號十九頁)。その他十四年一月小田郡西川面村、七月東北條郡草加郡村でも小作騒動があつた。

なお明治十六年において、小作地率五〇%を超える郡は、倉敷近邊の都宇郡五二%窪屋郡六〇%淺口郡五三%下道郡五一%であつた(明治十七年『岡山縣統計書』九二丁)。

他方、「生計愈々困して政府に抗する心愈々切なり。政府の暴を惡むの情熾になるに及びては凍餓を以て意となすに足らず」との悲痛な言葉をのこして、十一月左派の山本憲は岡山を去り大阪へ歸つた(『梅屋先生年譜』十六丁)。小林樟雄また上京し自由黨本部へ入る(十五年十月頃と推定、この時津山の牧驥足・安藤久治郎・加藤平四郎が、父金岡村の山崎彌平らが入黨した『自由黨員名簿』六六頁)。澤田正泰を姉婿として、小林の妹との交友から自由民権思想を抱いていつた景山英子は、十六年「岡山女子懇談會」に入り、翌年その解散とともに小林を頼つて上京した(吉田裕美「景山英子」―『吉備地方史』十一號)。かくて山本・小林・景山の三人は、十八年十一月の「大阪事件」に參畫してゆく。國內における民主主義革命に絶望し、朝鮮への革命輸出を企圖した士族出身左派に對して、農民山崎彌平はただ一人、分裂後地主政黨と化してゆく黨内にあり、中貧農・小作人階級の組織化に努力していた。十四年以降の經濟過程は、農民層の階級分化を激化し、とくに中貧農の没落小作化を促進するものであつた(縣議選舉有權者は十六年二一年の五年間に各郡とも十六年度の四分の一を減少している―『岡山縣會史』五二頁)。天皇制絕對主義權力の支柱として寄生地主制が確立するとき、地租改正反對鬭争以來自由民権運動の推進基盤として一貫してきた中貧農・小作人階級の革命的傳統は、すでに十三年西原村で独自の組織で小作争議をたたかうまでに生長するが、二四年四月には、山崎彌平が首唱する「小作條例請願同盟會」結成に繼承され、さらに二〇年代以降の小作争議のたたかひのなかで發展させられてゆく。